様式第１号（第４条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

補助金交付申請書

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額 金　　　　　　　　　　　円

２　添付資料

1. 福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金所要額調書（様式第１号別紙１）

(2)　歳入歳出予算（見込）書抄本

(3)　その他知事が必要と認める書類

３　本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

様式第２号（第６条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

補助金交付決定前着手申請書

　下記事業について、着手条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出します。

記

１　事業名

２　事業費

３　事業実施主体

４　着手予定年月日

５　交付決定前着手を必要とする理由

着手条件

　事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とする

ことを了知した上で当該事業に着手するものとする。

様式第３号（第７条第２項第３号関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

遅延等報告書

　　　　　年　　月　　日付け福島県指令第　　号で交付決定のあった福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金について、{定の期間内に完了しない・交付対象事業の遂行が困難となった}ため、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

１　事　　　業　　　名

２　当初の完了予定年月日　　　　　　　年　　月　　日

３　変更後完了予定年月日　　　　　　　年　　月　　日

（注）１　件数が多い場合には事業名の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙作成の上添付すること

　　　２　交付対象事業の遂行が困難となった場合には、「変更後完了予定年月日」の欄に「遂行困難」と記載

　　　３　事業遅延の理由について、遅延理由書（任意様式）を作成して添付すること

様式第４号（第８条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

変更（中止・廃止）承認申請書

　下記により福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項第１号〔第２号〕の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

１　変更（中止・廃止）する事業名

２　補助金の交付決定年月日及び番号

３　変更（中止・廃止）の理由

４　変更（中止・廃止）の内容

５　添付書類

1. 福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金所要額調書（様式第１号別紙１）
2. その他知事が必要と認める書類

（注）申請金額を変更するに当たっては、交付申請時に添付した「福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金所要額調書（様式第１号別紙１）」について、変更箇所を見え消し修正のうえ添付すること。様式第５号（第１０条２項関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

補助金概算払請求書

　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号で交付決定のあった福島県避難

者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金について、下記のとおり概算払により交付してくださるよう請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費 | 円 |
| 交付決定額　　　　（Ａ） | 円 |
| 受領済額　　　　　（Ｂ） | 円 |
| 今回請求額　　　　（Ｃ） | 円 |
| 残額（Ａ）－（Ｂ）－（Ｃ） | 円 |

様式第６号（第１１条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

完了報告書

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）について、下記のとおり完了したので報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日 | 年　　月　　日付福島県指令　　第　　号 |
| 交付決定額 | 円 |
| 着手年月日 | 年　　月　　日 | |
| 完了年月日 | 年　　月　　日 | |

様式第７号（第１２条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

実績報告書

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）を下記のとおり実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定により、その実績を報告します。

記

１　精算額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　添付資料

(1)　福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金精算書（様式第７号別紙１）

(2)　歳入歳出決算（見込）書抄本

　(3)　事業に係る支出をしたことが明らかな書類（支出命令書等）の写し

(4)　その他知事が必要と認める書類(売買、請負その他の契約をした場合、入札又は見積合わせをしたことがわかる書類等)様式第８号（第１３条関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け福島県指令　　　第　　　号で交付決定のあった福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金について、下記により金　　　　　　　　　円を交付してくださるよう請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業費 | 円 |
| 交付決定額　　　　（Ａ） | 円 |
| 受領済額　　　　　（Ｂ） | 円 |
| 今回請求額　　　　（Ｃ） | 円 |
| 残額（Ａ）－（Ｂ）－（Ｃ） | 円 |

様式第９号（第１４条第２項関係）

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

取得財産等管理台帳（ 　年度）兼取得財産等管理明細書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規　格 | 単位 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 取　得  年月日 | 処分制限期間 | 保　管  場　所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　この様式は、取得財産等管理台帳と取得財産等明細書を兼ねるものとする。

２　財産名は、機械、器具、構築物、その他の物件のいずれかを記入すること。

３　数量については、同一規格であれば一括して記入して差し支えないが、単価が異なる場合には区別して記入すること。

４　取得年月日については、検収年月日を記入すること。

５　耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を記入すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とすること。

様式第10号（第１６条第１項関係）

番号

年月日

福島県知事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 事業者名 |  |  |

福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）

補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書

　　　　　年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号で交付決定のあった福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）補助金について、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定に基づく事業実績報告額

金　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金等返還額相当額）

金　　　　　　　　　　　　円

（注）１　別添として、参考となる書類（２の返還額相当額の積算の内訳等）を添付すること。

２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税相当額が消費税及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額とはならないので注意すること。